



札幌市告示第3230号

平成28年熊本地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

平成28年10月24日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、平成28年札幌市告示第1330号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から平成28年12月15日までの間に到来するものについて、平成28年12月16日とする。

都道府県名	地域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町